

死亡に伴う届出

1. 日本人の死亡

死亡した日から3ヶ月以内に、親族や同居者等が領事窓口へ届け出てください。
日本で火葬又は埋葬を予定されている方は、日本での火葬又は埋葬許可取得の必要性から、火葬又は埋葬を行う市区町村役場に直接死亡届を提出されることをお勧めします。死亡届が役場で受理された後、同役場より火葬または埋葬許可証が交付されますので、あらかじめ日本の市区町村役場に必要書類についてご相談ください。

(必要書類)

- ・死亡届 2通 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/pdfs/14sibou.pdf>
 - ・死亡証明書(内務省発行) 1通
 - ・同和訳文 2通
- ※ 配偶者等個人が訳しても構いませんが、文末に誰が訳したのか氏名を明記してください。
- ・申述書
- ※ ヨルダンの死亡証明書には、死亡時間が00時00分と記載される場合があります。
この場合、申述書にて実際の死亡時分を明記してください。
- ・死亡者の戸籍謄(抄)本(コピーでも可) 1通
 - ・死亡者の日本国旅券
- ※ 失効処理をして返却いたします。
- ・遅延理由書(死亡後3ヶ月を経過した場合) 2通

2. 外国人配偶者の死亡

死亡した日から3ヶ月以内に、領事窓口へ届け出てください。

(必要書類)

- ・婚姻解消事由申出書 2通
- <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/koseki/pdfs/41kaisyou.pdf>
- ・死亡証明書(内務省発行) 1通
 - ・同和訳文 2通
- ※ 配偶者等個人が訳しても構いませんが、文末に誰が訳したのか氏名を明記してください。
- ・申述書
- ※ ヨルダンの死亡証明書には、死亡時間が00時00分と記載される場合があります。
この場合は申述書にて、実際の死亡時分を明記してください。
- ・日本人配偶者の戸籍謄(抄)本(コピーでも可) 1通
 - ・遅延理由書(死亡後3ヶ月を経過した場合) 2通